



目次	ページ
告示	
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (15件) (経営支援課)	1
○大規模小売店舗内の店舗面積を基準面積以下とする届出 ( )	6
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定 (建築指導課)	6
公告	
○平成27年度職業訓練指導員試験の実施 (雇用労働政策課)	6
○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律による県計画の変更 (漁業管理課)	7
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	8
○警備員等に係る検定の実施	9
○警備員等に係る検定合格者審査の実施	9
高知県人事委員会規則	
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	10

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第378号**  
 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。  
 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。  
 平成27年6月30日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要  
 (1) 届出者の名称

株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲  
 (2) 届出者の住所  
 香川県高松市円座町1001番地  
 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 マルナカ一宮店  
 高知市一宮字米元1764-1 ほか  
 (4) 変更した事項  
 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦  
 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲  
 (5) 変更年月日  
 平成23年9月28日  
 (6) 変更理由  
 建物設置者の代表者を変更したため

2 届出年月日  
 平成27年6月5日  
 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
 高知県商工労働部経営支援課  
 4 意見書に記載すべき事項  
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (4) 意見の内容

**高知県告示第379号**  
 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。  
 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。  
 平成27年6月30日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要  
 (1) 届出者の名称  
 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲  
 (2) 届出者の住所  
 香川県高松市円座町1001番地  
 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 マルナカ旭店  
 高知市縄手町字黒原18-1 ほか  
 (4) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦  
 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲  
 (5) 変更年月日  
 平成23年9月28日  
 (6) 変更理由  
 建物設置者の代表者を変更したため

2 届出年月日  
 平成27年6月5日  
 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
 高知県商工労働部経営支援課  
 4 意見書に記載すべき事項  
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (4) 意見の内容

**高知県告示第380号**  
 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。  
 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。  
 平成27年6月30日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要  
 (1) 届出者の名称  
 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲  
 (2) 届出者の住所  
 香川県高松市円座町1001番地  
 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 マルナカ仁井田店  
 高知市仁井田1633-1 ほか  
 (4) 変更した事項  
 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦  
 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲  
 (5) 変更年月日  
 平成23年9月28日  
 (6) 変更理由  
 建物設置者の代表者を変更したため

<p>2 届出年月日 平成27年6月5日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p><b>高知県告示第381号</b> 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。 平成27年6月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ長浜店 高知市長浜字横田野5722-1ほか (4) 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前)株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦 (変更後)株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (5) 変更年月日 平成23年9月28日 (6) 変更理由 建物設置者の代表者を変更したため</p> <p>2 届出年月日 平成27年6月5日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p>	<p>(2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p><b>高知県告示第382号</b> 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。 平成27年6月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ高須店 高知市高須三丁目1750-7ほか (4) 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前)株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦 (変更後)株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (5) 変更年月日 平成23年9月28日 (6) 変更理由 建物設置者の代表者を変更したため</p> <p>2 届出年月日 平成27年6月5日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p><b>高知県告示第383号</b> 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示す</p>	<p>る。 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。 平成27年6月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ安芸店 安芸市矢ノ丸四丁目320-1 (4) 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前)株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦 (変更後)株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (5) 変更年月日 平成23年9月28日 (6) 変更理由 建物設置者の代表者を変更したため</p> <p>2 届出年月日 平成27年6月5日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 安芸市役所</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p><b>高知県告示第384号</b> 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。</p>
--	--	--

平成27年6月30日  
高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称  
株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲

(2) 届出者の住所  
香川県高松市円座町1001番地

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ南国店  
南国市大塚字樋掛甲2531

(4) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦  
(変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲

(5) 変更年月日  
平成23年9月28日

(6) 変更理由  
建物設置者の代表者を変更したため

2 届出年月日  
平成27年6月5日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課  
南国市役所

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

**高知県告示第385号**  
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年6月30日  
高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称  
株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲

(2) 届出者の住所

香川県高松市円座町1001番地

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ土佐店  
土佐市蓮池池ノ尻1119ほか

(4) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦  
(変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲

(5) 変更年月日  
平成23年9月28日

(6) 変更理由  
建物設置者の代表者を変更したため

2 届出年月日  
平成27年6月5日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課  
土佐市役所

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

**高知県告示第386号**  
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年6月30日  
高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称  
株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲

(2) 届出者の住所  
香川県高松市円座町1001番地

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ須崎店  
須崎市神田字下切2496-1ほか

(4) 変更した事項  
ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦  
(変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲  
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社マルナカ	代表取締役 中山 芳彦	香川県高松市円座町1001

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社マルナカ	代表取締役 中山 明憲	香川県高松市円座町1001
株式会社つるや	代表取締役 鶴田 学	愛媛県松山市湊町三丁目8-12
株式会社キタムラ	代表取締役 北村 正志	高知市本町四丁目1-16
株式会社やました	代表者 山下 博巳	須崎市西崎町6-35
株式会社ビック・エス	代表取締役 大坂 尚登	香川県高松市多肥上町1210
高知出版販売株式会社	代表取締役 隅田 遼介	高知市若松町8-4

(5) 変更年月日  
平成23年9月28日

(6) 変更理由  
建物設置者の代表者を変更したため

2 届出年月日  
平成27年6月5日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課  
須崎市役所

4 意見書に記載すべき事項  
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (4) 意見の内容

**高知県告示第387号**  
 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年6月30日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要  
 (1) 届出者の名称  
 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲  
 (2) 届出者の住所  
 香川県高松市円座町1001番地  
 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 マルナカ野市店  
 香南市野市町西野ヌノ丸2700-2ほか  
 (4) 変更した事項  
 ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦  
 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲  
 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社野市スーパーマーケット	徳弘 詔三	香美郡野市町新宮間窪178
沢田 修實		香美郡野市町西野637-4
土佐香美農業協同組合	北代 雅夫	香美郡野市町西

		野2704-2
有限会社近森大正堂	近森 悠之	香美郡野市町西野1993-3
有限会社山下化粧品店	山下 雅夫	南国市御免町二丁目6-9
有限会社フローリストルミ	萩 和弘	南国市大豊町小籠415-10
株式会社野市ショッピングセンター	徳弘 秀美	香美郡野市町西野2700
北村 美恵子		香美郡野市町西野2680-1
百々 三千雄		高知市知寄町二丁目4-10 サーパス知寄町1609
株式会社立商	山本 隆志	高知市種崎1648
トヨタビスタ高知株式会社	横田 英毅	高知市南川添10-1
村上 智恵		高知市福井町1789-19
小笠原 千都		香美郡野市町大谷623-4
山本 孝志		香美郡吉川村古川1221-1

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社マルナカ	代表取締役 中山 明憲	香川県高松市円座町1001
有限会社スーパースト	代表取締役	南国市御免町二

ア富士屋	坂本 信子	丁目1-19
有限会社山下化粧品店	代表取締役 山下 雅夫	南国市御免町二丁目6-9
村上 東市郎		高知市福井町1789-19
有限会社山本商店	代表取締役 山本 孝志	香南市吉川町古川1229-1

(5) 変更年月日  
 平成23年9月28日

(6) 変更理由  
 設置する者の代表者の氏名及び小売業を行う者に変更があつたため

2 届出年月日  
 平成27年6月5日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
 高知県商工労働部経営支援課  
 香南市役所

4 意見書に記載すべき事項  
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (4) 意見の内容

**高知県告示第388号**  
 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年6月30日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要  
 (1) 届出者の名称  
 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲

<p>(2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地</p> <p>(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ赤岡店 香南市赤岡町字川久保1954-1ほか</p> <p>(4) 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲</p> <p>(5) 変更年月日 平成23年9月28日</p> <p>(6) 変更理由 建物設置者の代表者を変更したため</p> <p>2 届出年月日 平成27年6月5日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 香南市役所</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p><b>高知県告示第389号</b> 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。 平成27年6月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ土佐山田店 香美市土佐山田町秦山町三丁目59-4ほか (4) 変更した事項</p>	<p>大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲</p> <p>(5) 変更年月日 平成23年9月28日</p> <p>(6) 変更理由 建物設置者の代表者を変更したため</p> <p>2 届出年月日 平成27年6月5日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 香美市役所</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p><b>高知県告示第390号</b> 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。 平成27年6月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ奈半利店 安芸郡奈半利町字水門乙1305-9ほか (4) 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (5) 変更年月日 平成23年9月28日 (6) 変更理由</p>	<p>建物設置者の代表者を変更したため</p> <p>2 届出年月日 平成27年6月5日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 奈半利町役場</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p><b>高知県告示第391号</b> 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。 平成27年6月30日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ久礼店 高岡郡中土佐町久礼6619-3ほか (4) 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲 (5) 変更年月日 平成23年9月28日 (6) 変更理由 建物設置者の代表者を変更したため</p> <p>2 届出年月日 平成27年6月5日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 中土佐町役場</p>
--	--	--

- 4 意見書に記載すべき事項  
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (4) 意見の内容

**高知県告示第392号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年6月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲
- (2) 届出者の住所  
香川県高松市円座町1001番地
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ佐川店  
高岡郡佐川町甲字山崎384-1 ほか
- (4) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
（変更前）株式会社マルナカ 代表取締役 中山 芳彦  
（変更後）株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲

(5) 変更年月日  
平成23年9月28日

(6) 変更理由  
建物設置者の代表者を変更したため

- 2 届出年月日  
平成27年6月5日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課  
佐川町役場

- 4 意見書に記載すべき事項  
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (4) 意見の内容

**高知県告示第393号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があつたので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出者の名称  
株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲
- 2 届出者の住所  
香川県高松市円座町1001番地
- 3 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ室戸店  
室戸市室津字ハサマロ2230-1 ほか
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
平成15年8月28日

**高知県告示第394号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成27年6月30日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町加茂字芝ノ前1213番	高岡郡佐川町加茂字シボヲリ1431番1	7.00	494.00

-----  
公 告  
-----

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、平成27年度職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

平成27年6月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験を実施する職種  
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11に掲げる免許職種について、学科試験のうち指導方法のみを実施する。
- 2 試験の免除  
省令第46条の表の上欄に掲げる者に該当する者については、

それぞれ同表の下欄に掲げる実技試験又は学科試験を免除する。

3 受験資格

当該職種の実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人  
 (2) 禁錮以上の刑に処せられた者  
 (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から2年を経過しない者

4 試験日時

平成27年9月6日（日）午前10時から

5 試験場所

高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校

6 受験手続

- (1) 受験申請書類  
ア 受験申請書  
イ 履歴書  
ウ 受験資格を証する書類の写し  
エ 写真（申請前6月以内に撮影した上半身、正面、無帽のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載したもの）2枚（受験申請書及び写真票に貼り付けること。）

(2) 受験申請書類の提出期間  
平成27年7月27日（月）から同年8月10日（月）まで  
なお、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成27年8月10日付けの消印のあるものまで受け付ける。

(3) 受験申請書類の提出先  
高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校

(4) 受験手数料  
3,100円（高知県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼り付けること。）

なお、受験申請書を受け付けた後は、受験手数料の返還は行わない。

(5) 受験票  
受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付するので、受験当日必ず持参すること。

7 合否判定の基準

学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

8 合格発表

平成27年9月18日（金）に合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者に通知する。  
また、高知県立高知高等技術学校のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>）におい

て、合格者の受験番号を公表する。

9 その他

- (1) 受験申請書（写真票を含む。以下同じ。）は、高知県立高知高等技術学校において交付する。
- (2) 受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記の上、140円切手を貼った返信用封筒（定形外）を添えて、高知県立高知高等技術学校に申し込むこと。
- (3) 受験手続等について不明な点は、高知県立高知高等技術学校（電話番号088-847-6601）に問い合わせること。



海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、都道府県別に定める数量に関し実施すべき施策に関する県計画を変更するので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年6月30日

高知県知事 尾崎 正直

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県は、総延長約700キロメートルの長い海岸線を有しており、黒潮のもたらす豊かな恵みを利用した漁業が古くから営まれてきた。浦々には、零細な沿岸漁業を主体とする漁村が点在しており、漁業は、本県沿岸域の重要産業となっている。
- (2) 本県の平成25年の海面漁業・養殖生産量は、98,528トンで、全国の2.1パーセントを占めている（高知農林水産統計年報）。
- (3) 本県の主な漁業種類である遠洋・近海かつおまぐろ漁業、沖合漁業、沿岸漁業及び養殖業の生産量の構成比は、それぞれ31.5パーセント、10.5パーセント、38.8パーセント及び19.2パーセントとなっている（高知農林水産統計年報）。
- (4) しかし、遠洋漁業においては国際的な規制の強化、養殖業においては漁場環境の悪化、不安定な市況の変動等、両漁業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しており、漁家経営は、予断を許さない状況となっている。
- (5) このことから、今後、沿岸域における漁船漁業の果たす役割がますます重要になってくるものと考えられるが、全国的に海洋生物資源の水準がおおむね安定している中であつても、低い水準にとどまっている資源及び水準が悪化している資源が見られ、本県の沿岸漁業の漁獲も総じて伸び悩んでおり、漁家経営は、不安定な状況となっている。
- (6) 本県の基幹産業の一翼を担う水産業が、今後も県民及び国民への高品質なたん白源の安定的な供給という責務を果たすとともに、地域経済の活性化及び発展に寄与していくためには、漁家経営の安定が不可欠である。
- (7) このため、県としては、これまでの漁業管理及び資源管

理型漁業の推進等に加えて、漁獲可能量制度に基づく資源の保存及び管理措置を講ずるため、国の基本計画により決定された本県への第一種特定海洋生物資源の配分量に基づき管理を行うこととする。

- (8) 漁獲可能量を適切に管理するため、採捕数量的確な把握を行い、必要に応じて採捕実績を公表し、併せて漁業関係者への適切な指導を行うことにより、管理の実効性を確保する。
  - (9) 更に、適切な管理を行うためには、資源の分布、回遊状況、資源状況等について詳細な科学的データ又は知見の集積が必要であるため、水産試験場を中心に国との連携も図りながら資源調査体制の充実強化を図ることとする。
  - (10) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、種苗放流等の栽培漁業による資源の増殖に取り組むこととする。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項
- (1) 平成26年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。
    - (まあじ) 若干
    - (まいわし) 17,000トン
  - (2) 平成26年4月から平成27年3月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、以下のとおりである。
    - (するめいか) 若干
  - (3) 平成26年7月から平成27年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。
    - (さんま) 若干
    - (まさば及びごまさば) 12,000トン
  - (4) 平成27年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。
    - (まあじ) 若干
    - (まいわし) 若干
  - (5) 平成27年4月から平成28年3月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、以下のとおりである。
    - (するめいか) 若干
  - (6) 平成27年7月から平成28年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。

(まさば及びごまさば)

15,000トン

- 3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項
  - 海域別及び期間別の数量は、定めない。
  - また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。
  - 更に、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しない。
  - (1) 平成26年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。
    - (まいわし)
      - 中型まき網漁業 7,500トン
      - 定置漁業及び小型定置漁業 若干
  - (2) 平成26年7月から平成27年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。
    - (まさば及びごまさば)
      - 中型まき網漁業 6,000トン
      - さば釣り漁業 若干
      - 定置漁業及び小型定置漁業 若干
  - (3) 平成27年7月から平成28年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。
    - (まさば及びごまさば)
      - 中型まき網漁業 6,500トン
      - さば釣り漁業 若干
      - 定置漁業及び小型定置漁業 若干
- 4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
  - (さんま)
    - 知事許可漁業である敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。
    - 定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。
    - この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。
  - (まあじ)
    - 知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。
    - 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

る。  
この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(まいわし)

知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(まさば及びごまさば)

知事許可漁業である中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、漁獲実績が定められた配分量を超えないように努める。また、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努める。

(するめいか)

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

また、5トン未満の動力船を使用して釣りによりするめいかをとることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導する。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

- 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
  - (1) 漁業関係者への適切な指導による管理の実効性を確保するため、特定海洋生物資源の採捕数量については、県規則で定める者以外の者からも報告を徴し、県下全体の採捕状況の把握を行うこととする。
  - (2) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
  - (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及

- び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。
- (4) 遊漁者による採捕量が資源に与える影響が大きいと考えられる魚種については、遊漁者による採捕数量の把握に努めることとする。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第11号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成27年6月30日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
  - (1) 警備業務の区分
    - 法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号業務」という。)
  - (2) 種別
    - ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)
    - イ 講習規則第6条第1項の講習(以下「追加取得講習」という。)
  - (3) 実施期日
    - ア 新規取得講習
      - 平成27年9月8日(火)から同月16日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の7日間
    - イ 追加取得講習
      - 平成27年9月14日(月)から同月16日までの3日間
  - (4) 実施場所
    - 吾川郡いの町天王北一丁目14番地  
高知県立高知青少年の家
- 2 受講者定員
  - 受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
    - (1) 新規取得講習 25人
    - (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者
  - (1) 新規取得講習
    - 受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に3号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習
  - 受講申込み時において、3号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。
- 4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
  - (1) 受講希望の事前申込方法
    - ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。
    - イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。
    - ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。
  - (2) 事前申込みの受付期間
    - ア 平成27年8月10日(月)及び11日(火)の午前9時から午後4時までの間とする。
    - イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
    - なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。



<p>(3) 受講予定者の確定方法</p> <p>ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。</p> <p>イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成27年8月12日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。</p> <p>ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続</p> <p>受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。</p> <p>(1) 受講申込書等の提出期間</p> <p>平成27年8月17日（月）から同月19日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。</p> <p>(2) 受講申込書等の提出先</p> <p>高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通</p> <p>イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通</p> <p>(ア) 3の(1)のアに該当する者にあつては、3号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し</p> <p>(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通</p> <p>エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 受講申込書等の提出方法</p>	<p>受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。</p> <p>なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法</p> <p>講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。</p> <p>なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託</p> <p>講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先</p> <p>(1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）</p> <p>(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係</p> <p><b>高知県公安委員会告示第12号</b></p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。</p> <p>平成27年6月30日</p> <p>高知県公安委員会委員長 織田 英正</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級</p> <p>貴重品運搬警備業務 2級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所</p> <p>(1) 検定の実施日及び開始時間</p> <p>平成27年10月1日（木）午前9時</p> <p>(2) 検定の実施場所</p> <p>高知市春野町芳原2485番地</p> <p>高知県立春野総合運動公園陸上競技場</p> <p>3 検定の実施予定人員</p> <p>10人</p> <p>4 受検資格者</p> <p>高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。</p> <p>5 検定の方法</p> <p>学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両</p>	<p>（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続</p> <p>検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。</p> <p>(1) 検定の申請の受付期間</p> <p>平成27年8月31日（月）から同年9月4日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 検定申請書等の提出方法</p> <p>検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。</p> <p>なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類等</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）</p> <p>ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法</p> <p>受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付</p> <p>受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法</p> <p>検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。</p>
---	---	--

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

(1) 受検時の服装  
警備員にあっては制服とし、その他の者にあっては実技試験を受けられる服装（ジャージ及びTシャツは、不可）とすること。

(2) 持参品  
ア 受検票  
イ 筆記用具  
ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽  
エ 雨着（雨天時に使用する。）  
オ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）

9 その他  
この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

10 検定の実施に関する問い合わせ先  
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係

**高知県公安委員会告示第13号**  
警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。  
平成27年6月30日  
高知県公安委員会委員長 織田 英正

1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所

(1) 審査の区分  
検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、全ての警備業務に係る1級及び2級の審査

(2) 審査の実施日及び開始時間  
平成27年8月26日（水）午前9時30分

(3) 審査の実施場所  
高知市丸ノ内二丁目4番30号  
高知県警察本部

2 審査の実施予定人員  
10人

3 審査の対象者  
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項の規定により行われた1級の検定又は同項の規定により行われた2級の検定の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けている者であって、高知県内に住所地（現に警備員

である場合は、その属する営業所の所在地を含む。）を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。

4 審査の方法

1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験  
ア 警備業務に関する基本的な事項  
イ 法令に関すること。  
ウ 警備業務の実施に関すること。  
エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験  
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 審査の申請手続  
審査を受けようとする者は、次のとおり審査の申請手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。

(1) 審査の申請の受付期間  
平成27年8月3日（月）から同月7日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 審査申請書等の提出先  
ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署  
イ 現に警備員である者で、高知県内に住所地を有しないものにあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署  
ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のいずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署

(3) 提出書類等  
ア 審査申請書 1通  
イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有するものにあつては、当該住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通  
ウ 写真（審査の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1枚  
エ 審査の申請に係る旧検定合格証の写し 1通

(4) 審査申請書等の提出方法

審査申請書等の提出は、審査を受けようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

6 審査申請手数料の額並びに納付の時期及び方法  
審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること。  
なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。

7 審査の実施に関し必要な事項  
審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。

8 審査の実施に関する問い合わせ先  
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係

-----  
**人事委員会規則**  
-----

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年6月30日  
高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第22号**  
**公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 安田町教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。  
別表第2 高村佐川町学校組合の項中「教育長 会計管理者」を「会計管理者」に改める。

**附 則**  
この規則中別表第2 高村佐川町学校組合の項の改正規定は公布の日から、別表第1 安田町教育委員会事務局の項の改正規定は平成27年7月1日から施行する。